平成２６年３月１４日

三重県土地家屋調査士会　御中

三重郡菰野町税務課長　寺本浩二

司法書士に対する不動産登記用評価証明書（所有者の住所記載のあるもの）無料交付の廃止について（ご連絡）

平素は、当町の税務行政に対しご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、みだしの件につきまして、不動産登記用評価証明書（所有者の住所記載のあるもの）を無料発行してまいりましたが、当該証明書の発行については、以前に固定資産評価通知書の様式の準備がスムーズにできず、その代替措置として既存の固定資産評価証明書に不動産登記用と表記をし、用途を限定する方法で対応していたものが、これまで継続してきたものです。

代替措置の時期から相当期間も経過しており、また、現在の近隣市町の証明書発行状況からも、当該証明の発行を見直すこととなりました。

そのようなことから、平成26年4月1日から、不動産登記用評価証明書（所有者の住所記載のあるもの）の無料交付を廃止させていただきます。

なお、固定資産評価通知書につきましては、これまでどおり無料交付させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

※　所有者様の委任状がある場合は、有料にて評価証明書の交付が可能です。

〒510-1292
三重県三重郡菰野町大字潤田１２５０番地
三重郡菰野町役場税務課
庶務収税係　山吉・追塩
TEL　059-391-1115　FAX　059-391-1191